
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和4年3月23日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和4年3月23日 午前9時開議

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
追加日程第1 発委第2号 新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書の提出について
追加日程第2 閉会中の継続審査及び調査の申し出について
-

出席議員(9名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防 災 危 機 管 理 室 長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一

まちづくり推進課 長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	植 田 勉	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長	永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

な し

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○総務厚生常任委員長（景山 登美男） 7 番。

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和 4 年 3 月 23 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、景山登美男。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 4 号、件名、飯南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

以下、事件の番号、件名、審査の結果の順に申し上げます。

議案第 5 号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 6 号、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 7 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 11 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 12 号、飯南町消防防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 13 号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 14 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 15 号、公の施設(飯南町谷笑楽校)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 16 号、公の施設(飯南町ふるさと回想館)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 17 号、公の施設(頓原ラムネ銀泉)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 18 号、公の施設(下来島多目的集会施設)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 19 号、公の施設(飯南町健康増進施設)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 20 号、公の施設(飯南町地域食材提供施設)の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 26 号、診療収入に関する権利(債権)の放棄について、原案可決。

議案第 27 号、雲南市・飯南町事務組合と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託の廃止について、原案可決。

議案第 28 号、雲南市・飯南町事務組合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第 29 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の事務委託に関する規約の変更について、原案可決。

議案第 31 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)、原案可決。

議案第 32 号、令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算(第 4 号)、原案可決。

議案第 35 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 36 号、令和 4 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第 37 号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第 38 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

議案第 41 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

以上であります。

○議長(早樋 徹雄) これで委員長報告を終わります。直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員長（熊谷 兼樹） 3 番。

委員会審査報告をいたします。

令和 4 年 3 月 23 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第 8 号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 9 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 21 号、公の施設（飯南町リース牛舎）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 22 号、公の施設（飯南町哺育牛舎）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 23 号、公の施設（飯南町総合交流ターミナル）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 24 号、住宅使用料に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 25 号、水道料金に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 33 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 39 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計予算、原案可決。

議案第 40 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計予算、原案可決。以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、5 番、高橋英次議員。

○予算特別委員会委員長（高橋 英次） 議長。5 番。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○予算特別委員会委員長（高橋 英次） はい。

おはようございます。ただ今より委員会審査報告を行います。

令和 4 年 3 月 23 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、高橋英次。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規

定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 30 号、件名、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 11 号）、審査の結果、原案可決。

事件の番号、議案第 34 号、件名、令和 4 年度飯南町一般会計予算、審査の結果、原案可決。

なお、3 月 22 日に開かれました予算特別委員会において、総務厚生常任委員会委員長並びに教育経済常任委員会委員長によります各分科会委員長報告の中で、令和 4 年度一般会計予算における、定住住宅新築支援事業及び町産材住宅活用促進事業などの補助金事業の実施にあたっては、いずれも期間を設けて行うべきとの意見報告がありましたので、口頭にて申し添えておきます。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論、採決を行います。

まず討論を行います。

はじめに、条例関係について行います。議案第 4 号、飯南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 14 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、及び、議案第 41 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案 11 件に対する討論に入ります。

まず、反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。おはようございます。

私は、議案第 6 号「飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」反対の立場で討論をおこないます。

本条例改正は、島根県会計年度職員の例に倣い、期末手当の支給割合及び軽作業に従事する者の報酬上限額の改正を行うものであります。

反対理由を述べます。

安易な賃金引き下げは民間の賃下げにつながるということであります。町職員の給与は議員や特別職の報酬とは異なり、労働の対価として支払われるもので、生活を営むために必要な生活給であります。

日本の経済状況は先進国の中で唯一所得が減少しており、消費税増税や物価の上昇により経済負担が増加しているといわれていることはご承知のとおりであります。

加えて、コロナ不況で悪化している日本経済の景気回復を図るためには、すべての労働者の賃上げを実施し、内需を拡大していく必要性があります。

岸田首相も民間企業などの賃上げを支援する方針を掲げ、企業に働きかけております。そういう中で、社会的に大きな影響力を持つ公務員賃金の引き下げは、民間給与への反映も予想され、「賃下げスパイラル」をいっそう強める危険性があります。

さらに、長期にわたる新型コロナウイルスの感染まん延の中、町民のいのちと安全を守るため、昼夜を分かたず奮闘した職員の実態を顧みず、冷や水を浴びせるような今回の措置は、職員のモチベーション低下にもつながり、提供される町民サービスの悪化も懸念されます。

以上の理由から、本条例改正案に反対するものであります。議員のみなさんが、私の反対の立場に同調されることを期待して答弁いたします。

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

他に討論の発言はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

議案第6号について、私は反対の立場で討論させていただきます。

というのも、先の前年の12月にもありました給与の引き下げの条例についても同様ですが、島根県の例に倣っておこなうということ自体に、私は反対の立場です。

島根県には島根県の事情があり、飯南町には飯南町の財政事情があり、いわゆる町民の経済状況もあるわけで、それが必ずしも島根県と一致しているわけではありません。

そういうことからして、島根県の例に倣うことなく、飯南町がおかれている状況の中で判断すべきものと思っております。

さっき、12月も申し上げましたが、一般職の給与**限る**ということの中で、それは議会の中で多数を得ることはできませんでしたが、それよりも更に待遇の低い状況にある任用職員の今の状況を更に引き下げるということは、あってはならないと思っております。

以上の理由で反対をいたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、指定管理者関係について行います。議案第 15 号、公の施設(飯南町谷笑楽校)の指定管理者の指定についてから、議案第 23 号、公の施設(飯南町総合交流ターミナル)の指定管理者の指定についての議案 9 件に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、次に権利関係及び事務組合関係について行います。議案第 24 号、住宅使用料に関する権利(債権)の放棄についてから、議案第 29 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の事務委託に関する規約の変更についてまでの議案 6 件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、補正予算関係について行います。議案第 30 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算(第 11 号)から、議案第 33 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算(第 3 号)までの議案 4 件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度飯南町一般会計予算に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、特別会計及び事業会計関係について行います。議案第 35 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算から、議案第 40 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計予算までの議案 6 件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第 4 号、飯南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 4 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立多数です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、飯南町消防防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 18 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、公の施設（飯南町リース牛舎）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、公の施設（飯南町哺育牛舎）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、公の施設（飯南町総合交流ターミナル）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 23 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、住宅使用料に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 24 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 25 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 26 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、雲南市・飯南町事務組合と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 27 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、雲南市・飯南町事務組合同規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の事務委託に関する規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和 3 年度飯南町一般会計補正予算（第 11 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和 3 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 32 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和 3 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたしま

す。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 33 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和4年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 34 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 35 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、令和4年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 36 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、令和4年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 37 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 38 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 39 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 40 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 41 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 41 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で 10 時 15 分といたします。

ただいまから、議会運営委員会の開催をお願いいたします。なお、開会を変更する場合がありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

午前 9 時 46 分休憩

.....
午前 10 時 15 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、委員会から1件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。この際これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、ただちに議題といたします。

追加日程第1 発委第2号 新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書の提出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、発委第2号、新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番、熊谷兼樹教育経済常任委員会委員長。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷兼樹議員。

○教育経済常任委員会委員長（熊谷 兼樹） はい。3番。

発委第2号、令和4年3月23日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。提出者、教育経済常任委員会委員長、熊谷兼樹。

新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則（平成17年飯南町議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。意見書（案）はめくっていただいて、最後のページの説明資料を付けておりますのでご覧ください。

新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書（案）

1. 提案理由。

新型コロナウィルス感染拡大の影響により、外食を中心に米の需要が大きく減少しているなかで、米の販売不振による在庫の増加が顕著となり、主食用米価格が大きく低下した。こうした状況下、長期化するコロナ禍で、今後さらに主食用米の需要減少、燃料・肥料・飼料価格等の高騰や度重なる自然災害の発生で、生産意欲の低下が懸念されることから、当町では主食用米次期作継続応援金を交付し緊急に対応したが継続的な実施は困難である。については、生産者の不安を払拭し、今後の経営継続のため意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） なお、意見書（案）につきましては、事務局長が朗読をいたします。
高木事務局長。

○事務局長（高木 ゆかり） はい。それでは朗読いたします。

新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書（案）

コロナ禍による主食用米の需要低下により、昨年10月末には古米の在庫が60万トンに及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、その効果が消滅しかねない。令和3年産米が暴落し、このまま過剰在庫米を放置すれば令和4年産米価格も下落が予想される。

コロナ禍で学校給食、ホテル・旅館等の宿泊飲食業界で消滅した需要減少分が大量の在庫を生み、新米の行き場がない状況にある。国は、この過剰在庫を市場から隔離し、責任を果たすべきであり、特別な隔離対策を求める。3年連続の米価下落となれば、大規模経営でも米作りから撤退することになりかねない。

こうした状況や燃料・肥料・農薬等の価格高騰、度重なる自然災害の発生で、生産者の意欲低下が懸念されることから、当町では「主食用米次期作継続応援金」を交付し緊急に対応したが、継続的な実施は財政上難しい状況にある。

ついては、生産者の不安を払拭し、今後の経営継続を維持・支援するため、下記の事項の実現を緊急かつ強く要請する。

記

1 主食用米の需給緩和にかかる緊急対策の措置について

- (1) 販売した令和3年産米に対して、生産者へ助成措置を講じる等の支援策を実施すること。
- (2) 外国産米（ミニマムアクセス米）は、国産米の需給状況に応じて輸入数量の抑制を直ちに実行すること。
- (3) 過剰米をコロナ禍による生活困窮者、学生などへの食糧支援に活用すること。

2 今後の主食用米生産の維持・発展にかかる対策について

- (1) 今回の需給緩和による米価下落は、コロナ禍による需要減退が原因であることから、効果的な需要喚起策や過剰在庫の処理を、国が責任を持って行うこと。
- (2) 令和4年産に向けた生産者の意欲向上対策を講じること。
- (3) 米の消費喚起を全国的に展開し、需要と供給が安定する仕組み作りを関係機関一体となって行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日。

島根県飯南町議会。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣官房長官。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

他に討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

発委第2号「新型コロナ禍による主食用米の需要低下と価格下落への対策を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書について、その字句、そのほか整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、字句、その他の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

追加日程第2 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第2、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長、及び、議会運営委員会委員長から、目下それぞれの委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査

及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。

町長から、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきました。閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今月 7 日に開会した本定例会であります。議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただきました。ただ今は、提案いたしました全議案につきまして、原案どおり可決をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましては、提出議案の撤回、再提出を行った案件もあり、議会運営に支障を来すこととなりました。誠に申し訳なく思うところであり、職員一同、改めて緊張感をもって堅実な事務の遂行にあたるよう努めてまいります。

会期中、飯南町議会として「ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議」も行われました。町民の声を代弁する形で飯南町議会として強くメッセージを寄せられたものであり、皆が同じ方向に向かって行動していかなければならないと思っております。

さて、新年度に向けての取り組みは、所信表明で述べたところでありますが、まずは災害復旧、そしてコロナ対策を優先して行って参りますが、直面する課題であります「顕著となってきた少子化対策」、そして「高齢者福祉施設の持続的運営のあり方」、「今後取り組むべき農林業の姿」、「教育環境基本方針の検討」、そして「SDGS であつたり、カーボンニュートラルに呼応した事業構築」などに、それぞれに危機意識をもって対応していかなければならないと思っております。

こうした課題解決に、正面から向き合っていくとともに、私を先頭に職員一丸となつて、また組織力を結集して取り組む所存でありますので、よろしくお願いいたします。

そして、今定例会の本会議、また、各委員会などでいただきましたご指導、ご意見を今後の行政運営に適切に活かし、可決いただきました新年度予算をはじめ、各種事業につきましては、早期執行に努め、住民福祉の向上に努めて参ります。

今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願いし、閉会のあいさつといたします。たいへんありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和4年第2回飯南町議会定例会を閉会いたします。みなさん、たいへんご苦勞さまでございました。

午前 10 時 29 分閉会
